

資料 3

令和3（2021）年度指定障害福祉サービス事業所等に対する実地指導の結果について

令和4（2022）年3月 障害福祉サービス等事業者説明会

栃木県保健福祉部指導監査課

このページは空白です

最近の指導結果と改善のポイントです。下記に記載した項目は一部です。指定基準等を御確認いただき、適切な事業実施に努めてください。

参考資料については、厚生労働省法令等データサービス (<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>) で御確認ください。

1 事業所の運営に関すること	
人員基準どおりに従業者を配置していなかったもの(者サービス)	
(1)	<p>事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者、常勤職員、医師、看護職員等が欠如していた。 ・多機能型事業所において、常勤職員が他事業所の従業者を兼務していたことで常勤要件を満たしていなかった。 ・サービス管理責任者が他の日中活動事業所の従業者を兼務していたことで、常勤・専従要件を満たしていなかった。 ・前年度の平均実利用者数を把握していなかったため、適正な人員配置ができていなかった。(共同生活援助事業所等に短期入所事業所を併設している場合は、短期入所の利用者数も含めて算定する。) ・前年度の平均障害支援区分を把握していなかったため、適正な人員配置ができていなかった。(生活介護) ・前年度の利用者ごとの障害支援区分を把握していなかったため、適正な人員配置ができていなかった。(共同生活援助(介護サービス包括型)) <p>ポイント</p> <p>必要職員数や常勤、専従、常勤換算等の定義を再確認してください。 職員の異動(人事異動、退職、病欠、産・育休等)があった場合、人員配置基準を満たしていることを必ず確認してください。 正しい人員配置を行うためには、前年度の平均実利用者数等を正確に把握する必要があります。</p>
人員基準どおりに従業者を配置していなかったもの(児童発達支援、放課後等デイサービス)	
(2)	<p>事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童指導員、保育士等が送迎に出ており、人員配置基準を満たしていなかった。 ・児童指導員、保育士等が昼食で外出しており、人員配置基準を満たしていなかった。 <p>ポイント</p> <p>児童発達支援、放課後等デイサービスは、サービス提供を行う時間帯を通じて基準上必要な従業者を配置しなければなりません。 利用児童が1名のときであっても、必ず2名以上の児童指導員、保育士等で支援に当たらなければなりません。一時的であっても1人で支援することは認められません。</p>
職員の勤務体制について客観的な資料が不足していたもの	
(3)	<p>事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の出勤簿、タイムカード等が作成されておらず、正確な勤務時間の管理ができていなかった。 <p>ポイント</p> <p>運営基準に勤務体制の確保が規定されています。特に同一法人内の他事業所や多機能型事業所の別事業所を兼務している従業者等については、勤務時間を正確に把握する必要があります。 法人の役員等であっても事業所の従業者として常勤換算等を含める場合は、出勤簿やタイムカード等により勤務実態を記録してください。</p>
非常災害対策計画が未作成又は不十分であったもの	
(4)	<p>事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対策計画が作成されていなかった。 ・非常災害対策計画は作成されているが、計画に盛り込むべき内容が入っておらず内容が不十分であった。 <p>ポイント</p> <p>非常災害対策計画について、事業所の周辺の地域の環境、利用者の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画を作成してください。 水防法又は土砂災害防止法の規定により、要配慮者利用施設の種業者又は管理者は、避難確保計画の作成、報告等が義務付けられています。必要に応じ、避難確保計画または、避難確保計画の内容を盛り込んだ非常災害対策計画を策定し、市町村に報告してください。</p>

避難訓練の実施が不十分であったもの					
(5)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">事例</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練は毎月1回実施しているが、消火訓練は実施していなかった。（障害児入所施設） ・夜間又は夜間を想定した避難訓練を実施していなかった。（入所施設） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ポイント</td> <td> <p>消防法に基づき、一定の規模以上の事業所は避難訓練・消火訓練ともにそれぞれ年2回以上実施してください。なお、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、障害児入所施設・児童発達支援センター等では、避難及び消火訓練について少なくとも毎月1回の実施が義務付けられています。</p> <p>入所施設等夜間サービスを提供している場合は、夜間又は夜間を想定した避難訓練も実施するようにしてください。</p> </td> </tr> </table>	事例	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練は毎月1回実施しているが、消火訓練は実施していなかった。（障害児入所施設） ・夜間又は夜間を想定した避難訓練を実施していなかった。（入所施設） 	ポイント	<p>消防法に基づき、一定の規模以上の事業所は避難訓練・消火訓練ともにそれぞれ年2回以上実施してください。なお、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、障害児入所施設・児童発達支援センター等では、避難及び消火訓練について少なくとも毎月1回の実施が義務付けられています。</p> <p>入所施設等夜間サービスを提供している場合は、夜間又は夜間を想定した避難訓練も実施するようにしてください。</p>
事例	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練は毎月1回実施しているが、消火訓練は実施していなかった。（障害児入所施設） ・夜間又は夜間を想定した避難訓練を実施していなかった。（入所施設） 				
ポイント	<p>消防法に基づき、一定の規模以上の事業所は避難訓練・消火訓練ともにそれぞれ年2回以上実施してください。なお、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、障害児入所施設・児童発達支援センター等では、避難及び消火訓練について少なくとも毎月1回の実施が義務付けられています。</p> <p>入所施設等夜間サービスを提供している場合は、夜間又は夜間を想定した避難訓練も実施するようにしてください。</p>				
重要事項説明書に必要な項目が記載されていなかったもの					
(6)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">事例</td> <td>・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無等）の記載がなかった。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ポイント</td> <td> <p>指定障害福祉サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定福祉サービス事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、<u>提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</u>等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について記載された文書を交付して、説明を行い、利用者の同意を得なければならないことされています。</p> </td> </tr> </table>	事例	・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無等）の記載がなかった。	ポイント	<p>指定障害福祉サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定福祉サービス事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、<u>提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</u>等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について記載された文書を交付して、説明を行い、利用者の同意を得なければならないことされています。</p>
事例	・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無等）の記載がなかった。				
ポイント	<p>指定障害福祉サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定福祉サービス事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、<u>提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</u>等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について記載された文書を交付して、説明を行い、利用者の同意を得なければならないことされています。</p>				
2 個別支援計画の作成に関すること					
個別支援計画作成に係るアセスメント、モニタリング、会議の開催等に関する記録がなかったもの					
(1)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">事例</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画作成に係る一連の流れの記録がなく、実態が確認できなかった。 ・サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）が個別支援計画を作成していなかった。 ・検討会議は開催されていたが、会議録等がなく、会議の開催時期や内容等が確認できなかった。 ・モニタリング結果を記録していなかった。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ポイント</td> <td> <p>個別支援計画の原案の作成、検討会議を実施し、個別支援計画の作成に係る一連の流れが把握できるように記録の整備を行ってください。</p> <p><u>今年度は個別支援計画の原案が保管されていない事例が散見されましたので、必ず原案を保管してください。</u></p> </td> </tr> </table>	事例	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画作成に係る一連の流れの記録がなく、実態が確認できなかった。 ・サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）が個別支援計画を作成していなかった。 ・検討会議は開催されていたが、会議録等がなく、会議の開催時期や内容等が確認できなかった。 ・モニタリング結果を記録していなかった。 	ポイント	<p>個別支援計画の原案の作成、検討会議を実施し、個別支援計画の作成に係る一連の流れが把握できるように記録の整備を行ってください。</p> <p><u>今年度は個別支援計画の原案が保管されていない事例が散見されましたので、必ず原案を保管してください。</u></p>
事例	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画作成に係る一連の流れの記録がなく、実態が確認できなかった。 ・サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）が個別支援計画を作成していなかった。 ・検討会議は開催されていたが、会議録等がなく、会議の開催時期や内容等が確認できなかった。 ・モニタリング結果を記録していなかった。 				
ポイント	<p>個別支援計画の原案の作成、検討会議を実施し、個別支援計画の作成に係る一連の流れが把握できるように記録の整備を行ってください。</p> <p><u>今年度は個別支援計画の原案が保管されていない事例が散見されましたので、必ず原案を保管してください。</u></p>				
3 利用者に求めることのできる金銭の支払いの範囲等について					
利用者から徴収した金額について、実費となっていなかったもの					
(1)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">事例</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・食費について、食材料費、人件費相当分の内訳の検証がされないまま徴収していた。 ・食費について、食事提供体制加算をふまえた金額となっていなかった。 ・日用品費等の負担について、実際に要する費用等を踏まえることなく金額が設定されていた。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ポイント</td> <td> <p>過去に設定した金額が見直されていなかったり、目安で金額設定をしているケースがありました。実費負担額が実態を踏まえた額となっているかどうか適宜検証を行ってください。食事提供体制加算は、低所得者の食費負担を軽減する趣旨で設けられている食事提供に要する人件費への加算です。食材料費は食事提供加算額に関わらず利用者から徴収可能ですが、人件費が食事提供体制加算額を下回る場合には、食材料費を軽減し、低所得者への負担に配慮するよう努めてください。</p> <p>（参考：食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18(2006)年9月29日厚生労働省告示第545号））</p> <p>（参考：食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成24(2012)年3月30日厚生労働省告示第231号））</p> </td> </tr> </table>	事例	<ul style="list-style-type: none"> ・食費について、食材料費、人件費相当分の内訳の検証がされないまま徴収していた。 ・食費について、食事提供体制加算をふまえた金額となっていなかった。 ・日用品費等の負担について、実際に要する費用等を踏まえることなく金額が設定されていた。 	ポイント	<p>過去に設定した金額が見直されていなかったり、目安で金額設定をしているケースがありました。実費負担額が実態を踏まえた額となっているかどうか適宜検証を行ってください。食事提供体制加算は、低所得者の食費負担を軽減する趣旨で設けられている食事提供に要する人件費への加算です。食材料費は食事提供加算額に関わらず利用者から徴収可能ですが、人件費が食事提供体制加算額を下回る場合には、食材料費を軽減し、低所得者への負担に配慮するよう努めてください。</p> <p>（参考：食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18(2006)年9月29日厚生労働省告示第545号））</p> <p>（参考：食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成24(2012)年3月30日厚生労働省告示第231号））</p>
事例	<ul style="list-style-type: none"> ・食費について、食材料費、人件費相当分の内訳の検証がされないまま徴収していた。 ・食費について、食事提供体制加算をふまえた金額となっていなかった。 ・日用品費等の負担について、実際に要する費用等を踏まえることなく金額が設定されていた。 				
ポイント	<p>過去に設定した金額が見直されていなかったり、目安で金額設定をしているケースがありました。実費負担額が実態を踏まえた額となっているかどうか適宜検証を行ってください。食事提供体制加算は、低所得者の食費負担を軽減する趣旨で設けられている食事提供に要する人件費への加算です。食材料費は食事提供加算額に関わらず利用者から徴収可能ですが、人件費が食事提供体制加算額を下回る場合には、食材料費を軽減し、低所得者への負担に配慮するよう努めてください。</p> <p>（参考：食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18(2006)年9月29日厚生労働省告示第545号））</p> <p>（参考：食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成24(2012)年3月30日厚生労働省告示第231号））</p>				
保護者等から徴収した費用について、重要事項説明書等に記載がなかったもの					
(2)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">事例</td> <td>・保護者等の希望により求める費用（おやつ代等）について、重要事項説明書等に記載がないまま徴収していた。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ポイント</td> <td> <p>原則として利用者全員から負担を求める費用（金銭管理費など）＝運営規程</p> <p>希望者から飲み負担を求める費用（おやつ代等）＝重要事項説明書又は運営規程に必ず記載してください。</p> </td> </tr> </table>	事例	・保護者等の希望により求める費用（おやつ代等）について、重要事項説明書等に記載がないまま徴収していた。	ポイント	<p>原則として利用者全員から負担を求める費用（金銭管理費など）＝運営規程</p> <p>希望者から飲み負担を求める費用（おやつ代等）＝重要事項説明書又は運営規程に必ず記載してください。</p>
事例	・保護者等の希望により求める費用（おやつ代等）について、重要事項説明書等に記載がないまま徴収していた。				
ポイント	<p>原則として利用者全員から負担を求める費用（金銭管理費など）＝運営規程</p> <p>希望者から飲み負担を求める費用（おやつ代等）＝重要事項説明書又は運営規程に必ず記載してください。</p>				

4 工賃に関すること	
工賃の支払いに当たり、生産活動に係る事業収入、事業に必要な経費の額が不明瞭であったもの	
事例	・生産活動に係る事業収入、事業に必要な経費の額が不明瞭であった。
(1) ポイント	<p>工賃については、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額を支払うこととされています。工賃の支払いに当たり、事業収入、事業に必要な経費の額を正確に把握してください。</p> <p><u>就労系サービスにおける会計処理にはルールがありますので十分御留意ください。</u></p> <p>また、就労継続支援A型（雇用有）以外の利用者は労働基準法上の労働者とは異なるため、原則として利用者の技能に応じて工賃の差を設けることはできません。作業の種別、従事時間、成果物の数といった客観的な指標（工賃規定を作成し、工賃を設定することが望ましい）による工賃の支払いとなるようにしてください。</p> <p>（参考：就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について（平成18(2006)年10月2日障障発1002003第厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課課長通知））</p>
5 身体拘束に関すること	
身体拘束が必要な利用者について、必要な手続きを取っていない、又は記録がなかったもの	
事例	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に本人・家族からの了解を得ておらず、また、個別支援計画への記載がなかった。 ・やむを得ず身体拘束を実施した場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録していなかった。
(1) ポイント	<p>身体拘束はやむを得ず行うものであり、身体拘束が必要と想定される利用者・家族に対しては、事前に了解を得た上で、個別支援計画に記載してください。</p> <p>また、やむを得ず身体拘束を実施した場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録してください。記録が行われていない場合、<u>利用者全員について減算</u>となります。</p>
6 その他運営に関すること	
サービス提供記録が整備されていない、又は利用者の確認を受けていなかったもの	
事例	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供記録が整備されていなかった。 ・サービス提供記録について、サービス提供の都度、サービスの提供日及び内容その他必要な事項を記録し、支給決定障害者の確認を受けていなかった。
(1) ポイント	<p>サービス提供記録は介護給付費等の報酬請求の基本となるものであり、事業者は、サービスを提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を必ず記録してください。</p> <p>また、日中活動系等のサービスについては、サービス提供記録をその都度記録し、利用者等からサービスを提供したことについて確認を受けなければならないこととされていますので、留意ください。</p>
介護給付費等の額が通知されていなかったもの	
事例	・利用者等に対し、介護給付費等の額を通知していなかった。
(2) ポイント	法定代理受領により介護給付費等の支給を受けた場合は、利用者等に対し、介護給付費等の額を通知しなければならないこととなっていますので、速やかに通知してください。
利用契約が適切に締結されていなかったもの	
事例	<ul style="list-style-type: none"> ・利用契約書が締結されていなかった。 ・利用契約書における契約期間が支給決定期間を超えていた。 ・利用契約書における契約期間が空欄となっていた。
(3) ポイント	<p>障害福祉サービス等を提供する際は、書面による利用契約の締結が必要になります。</p> <p>また、障害福祉サービス等は支給決定期間内のみ利用できるため、利用契約期間も支給決定期間内とする必要があります。</p>

事故等発生時の報告がなかったもの					
(4)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">事例</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 発生から1月以上経って報告があった。 支給決定市町村に対し、報告をしていなかった。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ポイント</td> <td> <p>下記に該当する事故等については、発生後速やかに県及び支給決定市町村に報告してください。</p> <p>なお、軽微な事故や誤薬については、報告不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡（病気等によるものは不要）、骨折、誤嚥、所在不明、触法行為 食中毒、感染症の集団発生（概ね10名以上の集団発生） 個人情報の漏洩、利用者の不利益につながる職員の犯罪行為等 その他、利用者の生命身体に重大な影響を及ぼす事故 </td> </tr> </table>	事例	<ul style="list-style-type: none"> 発生から1月以上経って報告があった。 支給決定市町村に対し、報告をしていなかった。 	ポイント	<p>下記に該当する事故等については、発生後速やかに県及び支給決定市町村に報告してください。</p> <p>なお、軽微な事故や誤薬については、報告不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡（病気等によるものは不要）、骨折、誤嚥、所在不明、触法行為 食中毒、感染症の集団発生（概ね10名以上の集団発生） 個人情報の漏洩、利用者の不利益につながる職員の犯罪行為等 その他、利用者の生命身体に重大な影響を及ぼす事故
事例	<ul style="list-style-type: none"> 発生から1月以上経って報告があった。 支給決定市町村に対し、報告をしていなかった。 				
ポイント	<p>下記に該当する事故等については、発生後速やかに県及び支給決定市町村に報告してください。</p> <p>なお、軽微な事故や誤薬については、報告不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡（病気等によるものは不要）、骨折、誤嚥、所在不明、触法行為 食中毒、感染症の集団発生（概ね10名以上の集団発生） 個人情報の漏洩、利用者の不利益につながる職員の犯罪行為等 その他、利用者の生命身体に重大な影響を及ぼす事故 				
預り金に係る管理が不十分だったもの					
(5)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">事例</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 預金口座の印鑑・通帳について、同一職員が管理していた。 預り金に係る管理規程が整備されていなかった。 預り金の収支状況について、定期的な点検が行われておらず、また、利用者（又はその家族）への定期的な報告がされていなかった。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ポイント</td> <td> <p>利用者から金銭等を預かる場合には、その取扱いに関し、必要な組織体制や職員の権限、役割等を記載した内部規程の整備が必要です。また、規程の整備に当たっては、必ず内部牽制が十分機能するようにしてください。</p> </td> </tr> </table>	事例	<ul style="list-style-type: none"> 預金口座の印鑑・通帳について、同一職員が管理していた。 預り金に係る管理規程が整備されていなかった。 預り金の収支状況について、定期的な点検が行われておらず、また、利用者（又はその家族）への定期的な報告がされていなかった。 	ポイント	<p>利用者から金銭等を預かる場合には、その取扱いに関し、必要な組織体制や職員の権限、役割等を記載した内部規程の整備が必要です。また、規程の整備に当たっては、必ず内部牽制が十分機能するようにしてください。</p>
事例	<ul style="list-style-type: none"> 預金口座の印鑑・通帳について、同一職員が管理していた。 預り金に係る管理規程が整備されていなかった。 預り金の収支状況について、定期的な点検が行われておらず、また、利用者（又はその家族）への定期的な報告がされていなかった。 				
ポイント	<p>利用者から金銭等を預かる場合には、その取扱いに関し、必要な組織体制や職員の権限、役割等を記載した内部規程の整備が必要です。また、規程の整備に当たっては、必ず内部牽制が十分機能するようにしてください。</p>				
7 加算・減算等に関すること					
欠席利用者への相談援助の記録が整備されていなかったもの					
(1)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">事例</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 欠席連絡のあった日付、利用者の状況、相談援助等の記録が整備されていなかった。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ポイント</td> <td> <p>欠席時対応加算は、単に「利用者が欠席ただけで算定できる」加算ではありません。あくまで、事業所の職員が、急病等やむを得ない理由により欠席した利用者及びその家族等に対して何らかの相談援助を行った場合に算定できる加算です。</p> <p>加算の算定にあたっては、利用者等から連絡を受けた日時、当該利用者の状況や相談援助の内容について、具体的に記録してください。</p> </td> </tr> </table>	事例	<ul style="list-style-type: none"> 欠席連絡のあった日付、利用者の状況、相談援助等の記録が整備されていなかった。 	ポイント	<p>欠席時対応加算は、単に「利用者が欠席ただけで算定できる」加算ではありません。あくまで、事業所の職員が、急病等やむを得ない理由により欠席した利用者及びその家族等に対して何らかの相談援助を行った場合に算定できる加算です。</p> <p>加算の算定にあたっては、利用者等から連絡を受けた日時、当該利用者の状況や相談援助の内容について、具体的に記録してください。</p>
事例	<ul style="list-style-type: none"> 欠席連絡のあった日付、利用者の状況、相談援助等の記録が整備されていなかった。 				
ポイント	<p>欠席時対応加算は、単に「利用者が欠席ただけで算定できる」加算ではありません。あくまで、事業所の職員が、急病等やむを得ない理由により欠席した利用者及びその家族等に対して何らかの相談援助を行った場合に算定できる加算です。</p> <p>加算の算定にあたっては、利用者等から連絡を受けた日時、当該利用者の状況や相談援助の内容について、具体的に記録してください。</p>				
送迎加算の記録が整備されていなかったもの					
(2)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">事例</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 送迎を行った利用者を記録に残していなかった。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ポイント</td> <td> <p>送迎を行った利用者の数は、算定要件を満たしているかの根拠になるので、必ず記録を残すようにしてください。</p> </td> </tr> </table>	事例	<ul style="list-style-type: none"> 送迎を行った利用者を記録に残していなかった。 	ポイント	<p>送迎を行った利用者の数は、算定要件を満たしているかの根拠になるので、必ず記録を残すようにしてください。</p>
事例	<ul style="list-style-type: none"> 送迎を行った利用者を記録に残していなかった。 				
ポイント	<p>送迎を行った利用者の数は、算定要件を満たしているかの根拠になるので、必ず記録を残すようにしてください。</p>				
加算の要件が満たされていなかったもの					
(3)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">事例</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 従業員の異動等により福祉専門職員配置等加算の要件が満たされていなかったにもかかわらず、これを算定していた。 従業員の異動等により児童指導員等加配加算の要件が満たされていなかったにもかかわらず、これを算定していた。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ポイント</td> <td> <p>従業員の異動等により加算の要件を満たすことが出来なくなった場合には、速やかに給付費算定に係る体制等に関する届出書を提出してください。</p> </td> </tr> </table>	事例	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の異動等により福祉専門職員配置等加算の要件が満たされていなかったにもかかわらず、これを算定していた。 従業員の異動等により児童指導員等加配加算の要件が満たされていなかったにもかかわらず、これを算定していた。 	ポイント	<p>従業員の異動等により加算の要件を満たすことが出来なくなった場合には、速やかに給付費算定に係る体制等に関する届出書を提出してください。</p>
事例	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の異動等により福祉専門職員配置等加算の要件が満たされていなかったにもかかわらず、これを算定していた。 従業員の異動等により児童指導員等加配加算の要件が満たされていなかったにもかかわらず、これを算定していた。 				
ポイント	<p>従業員の異動等により加算の要件を満たすことが出来なくなった場合には、速やかに給付費算定に係る体制等に関する届出書を提出してください。</p>				

個別支援計画への位置付けが必要な加算にも関わらず、記載されていなかったもの					
(4)	<table border="1"> <tr> <td>事例</td> <td>・個別支援計画に基づき、加算に係る支援や相談等を行うこととされている加算について、個別支援計画への記載がなかった。</td> </tr> <tr> <td>ポイント</td> <td> <p>個別支援計画に基づき支援・相談等を行うことが要件とされている加算については、あらかじめ個別支援計画に位置付けた上で支援・相談等を行う必要があります。 個別支援計画への記載が必要な主な加算は以下のとおりです。</p> <p>〈者サービス〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問支援特別加算（生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型） ・延長支援加算（生活介護） ・入院・外泊時加算（Ⅱ）（施設入所支援） ・入院時支援特別加算（施設入所支援、自立訓練（生活訓練（宿泊型））、共同生活援助） ・長期入院時支援特別加算（共同生活援助） ・社会生活支援特別加算（自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型） ・帰宅時支援加算（自立訓練（生活訓練（宿泊型））、共同生活援助） ・長期帰宅時支援加算（自立訓練（生活訓練（宿泊型））、共同生活援助） ・地域生活移行個別支援特別加算（自立訓練（生活訓練（宿泊型））、共同生活援助） ・強度行動障害者地域移行特別加算（自立訓練（生活訓練（宿泊型））、共同生活援助） ・日中支援加算（Ⅰ）（共同生活援助） <p>〈児サービス〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭連携加算（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援） ・事業所内相談支援加算（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス） ・延長支援加算（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス） ・入院・外泊時加算（Ⅱ）（福祉型障害児入所施設） ・入院時特別支援加算（福祉型障害児入所施設） </td> </tr> </table>	事例	・個別支援計画に基づき、加算に係る支援や相談等を行うこととされている加算について、個別支援計画への記載がなかった。	ポイント	<p>個別支援計画に基づき支援・相談等を行うことが要件とされている加算については、あらかじめ個別支援計画に位置付けた上で支援・相談等を行う必要があります。 個別支援計画への記載が必要な主な加算は以下のとおりです。</p> <p>〈者サービス〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問支援特別加算（生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型） ・延長支援加算（生活介護） ・入院・外泊時加算（Ⅱ）（施設入所支援） ・入院時支援特別加算（施設入所支援、自立訓練（生活訓練（宿泊型））、共同生活援助） ・長期入院時支援特別加算（共同生活援助） ・社会生活支援特別加算（自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型） ・帰宅時支援加算（自立訓練（生活訓練（宿泊型））、共同生活援助） ・長期帰宅時支援加算（自立訓練（生活訓練（宿泊型））、共同生活援助） ・地域生活移行個別支援特別加算（自立訓練（生活訓練（宿泊型））、共同生活援助） ・強度行動障害者地域移行特別加算（自立訓練（生活訓練（宿泊型））、共同生活援助） ・日中支援加算（Ⅰ）（共同生活援助） <p>〈児サービス〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭連携加算（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援） ・事業所内相談支援加算（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス） ・延長支援加算（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス） ・入院・外泊時加算（Ⅱ）（福祉型障害児入所施設） ・入院時特別支援加算（福祉型障害児入所施設）
事例	・個別支援計画に基づき、加算に係る支援や相談等を行うこととされている加算について、個別支援計画への記載がなかった。				
ポイント	<p>個別支援計画に基づき支援・相談等を行うことが要件とされている加算については、あらかじめ個別支援計画に位置付けた上で支援・相談等を行う必要があります。 個別支援計画への記載が必要な主な加算は以下のとおりです。</p> <p>〈者サービス〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問支援特別加算（生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型） ・延長支援加算（生活介護） ・入院・外泊時加算（Ⅱ）（施設入所支援） ・入院時支援特別加算（施設入所支援、自立訓練（生活訓練（宿泊型））、共同生活援助） ・長期入院時支援特別加算（共同生活援助） ・社会生活支援特別加算（自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型） ・帰宅時支援加算（自立訓練（生活訓練（宿泊型））、共同生活援助） ・長期帰宅時支援加算（自立訓練（生活訓練（宿泊型））、共同生活援助） ・地域生活移行個別支援特別加算（自立訓練（生活訓練（宿泊型））、共同生活援助） ・強度行動障害者地域移行特別加算（自立訓練（生活訓練（宿泊型））、共同生活援助） ・日中支援加算（Ⅰ）（共同生活援助） <p>〈児サービス〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭連携加算（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援） ・事業所内相談支援加算（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス） ・延長支援加算（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス） ・入院・外泊時加算（Ⅱ）（福祉型障害児入所施設） ・入院時特別支援加算（福祉型障害児入所施設） 				
学校休業日でないにも関わらず、休業日の報酬を算定していたもの					
(5)	<table border="1"> <tr> <td>事例</td> <td>・学校休業日でない日に午前中から利用した障害児について、休業日の報酬を算定していた。</td> </tr> <tr> <td>ポイント</td> <td> <p>休業日とは以下のことを指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日（公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日） ・学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日（例えば、台風等により臨時休校となる日）又は臨時休校の日（例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日） </td> </tr> </table>	事例	・学校休業日でない日に午前中から利用した障害児について、休業日の報酬を算定していた。	ポイント	<p>休業日とは以下のことを指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日（公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日） ・学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日（例えば、台風等により臨時休校となる日）又は臨時休校の日（例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日）
事例	・学校休業日でない日に午前中から利用した障害児について、休業日の報酬を算定していた。				
ポイント	<p>休業日とは以下のことを指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日（公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日） ・学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日（例えば、台風等により臨時休校となる日）又は臨時休校の日（例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日） 				
算定日数の誤りがあったもの					
(6)	<table border="1"> <tr> <td>事例</td> <td>・送迎加算、食事提供加算、入院・外泊時加算等の算定に当たり、算定日数を誤り、過大に請求していた。</td> </tr> <tr> <td>ポイント</td> <td>報酬請求に当たっては、必ずサービス提供記録等と照合の上、複数職員でチェックするよう努めてください。</td> </tr> </table>	事例	・送迎加算、食事提供加算、入院・外泊時加算等の算定に当たり、算定日数を誤り、過大に請求していた。	ポイント	報酬請求に当たっては、必ずサービス提供記録等と照合の上、複数職員でチェックするよう努めてください。
事例	・送迎加算、食事提供加算、入院・外泊時加算等の算定に当たり、算定日数を誤り、過大に請求していた。				
ポイント	報酬請求に当たっては、必ずサービス提供記録等と照合の上、複数職員でチェックするよう努めてください。				
医療連携体制加算に係る要件が満たされていなかったもの					
(7)	<table border="1"> <tr> <td>事例</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・医療連携体制加算（Ⅶ）の算定に当たり、看護師の配置の要件が満たされていなかったにもかかわらず、これを算定していた。（共同生活援助） ・看護師1人につき、算定可能な利用者数の上限を超えて算定していた。（共同生活援助） </td> </tr> <tr> <td>ポイント</td> <td> <p>医療連携体制加算の要件では、必要者職員が看護職員なのか看護師なのかをよく確認してください。</p> <p>また、看護職員又は看護師1人が算定可能な利用者数の上限がありますので、確認してください。</p> </td> </tr> </table>	事例	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携体制加算（Ⅶ）の算定に当たり、看護師の配置の要件が満たされていなかったにもかかわらず、これを算定していた。（共同生活援助） ・看護師1人につき、算定可能な利用者数の上限を超えて算定していた。（共同生活援助） 	ポイント	<p>医療連携体制加算の要件では、必要者職員が看護職員なのか看護師なのかをよく確認してください。</p> <p>また、看護職員又は看護師1人が算定可能な利用者数の上限がありますので、確認してください。</p>
事例	<ul style="list-style-type: none"> ・医療連携体制加算（Ⅶ）の算定に当たり、看護師の配置の要件が満たされていなかったにもかかわらず、これを算定していた。（共同生活援助） ・看護師1人につき、算定可能な利用者数の上限を超えて算定していた。（共同生活援助） 				
ポイント	<p>医療連携体制加算の要件では、必要者職員が看護職員なのか看護師なのかをよく確認してください。</p> <p>また、看護職員又は看護師1人が算定可能な利用者数の上限がありますので、確認してください。</p>				
福祉・介護職員処遇改善加算に係る要件が満たされていなかったもの					
(8)	<table border="1"> <tr> <td>事例</td> <td>・処遇改善計画書について、対象となる職員に周知をしていなかった。</td> </tr> <tr> <td>ポイント</td> <td>福祉・介護職員処遇改善加算の要件では、処遇改善計画書（処遇改善計画、実施方法等について全ての福祉・介護職員に周知する必要があります。</td> </tr> </table>	事例	・処遇改善計画書について、対象となる職員に周知をしていなかった。	ポイント	福祉・介護職員処遇改善加算の要件では、処遇改善計画書（処遇改善計画、実施方法等について全ての福祉・介護職員に周知する必要があります。
事例	・処遇改善計画書について、対象となる職員に周知をしていなかった。				
ポイント	福祉・介護職員処遇改善加算の要件では、処遇改善計画書（処遇改善計画、実施方法等について全ての福祉・介護職員に周知する必要があります。				